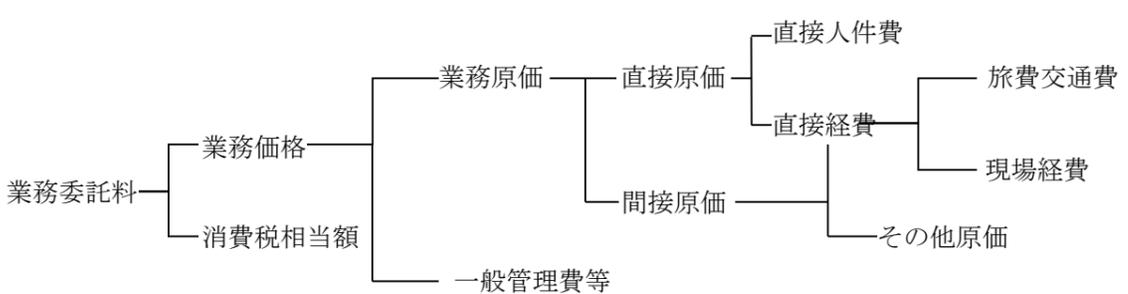
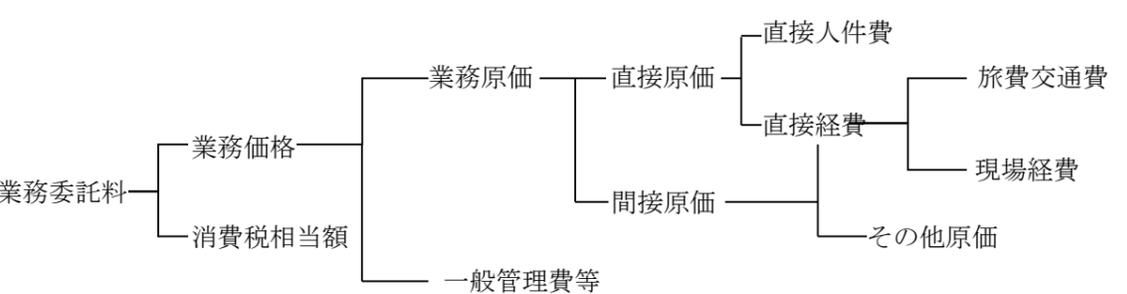
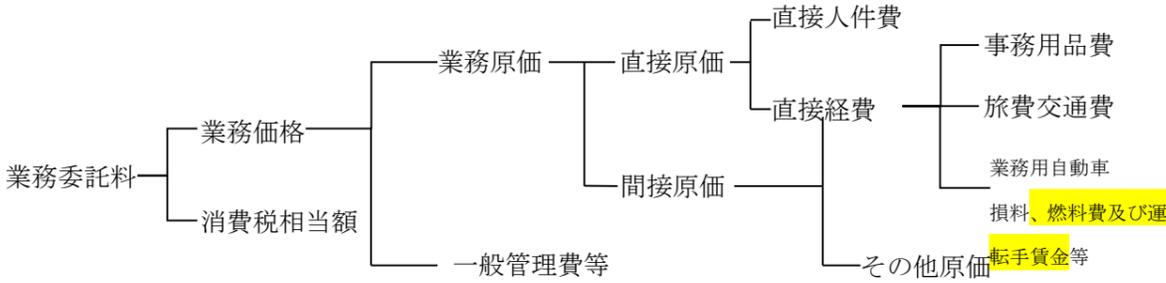
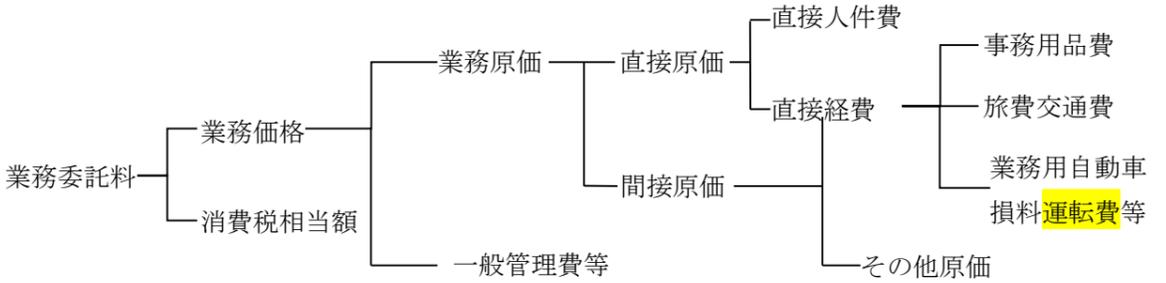


改正	現行
河川巡視支援業務積算基準	河川巡視支援業務積算基準
<p>I. 平常時</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、河川管理に係る平常時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(1) 業務委託費の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[事務用品費]     I --- K[旅費交通費]     G --- L[その他原価]     </pre> <p>(2) 各構成費目の算定 (中略)</p> <p>③ 間接原価</p> <p>イ その他原価 その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、<math>\alpha</math>は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。</p> $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ <p>ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>35%</u>とする。</p> <p>⑤ 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>	<p>I. 平常時</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、河川管理に係る平常時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(1) 業務委託費の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[事務用品費]     I --- K[旅費交通費]     G --- L[その他原価]     </pre> <p>(2) 各構成費目の算定 (中略)</p> <p>③ 間接原価</p> <p>イ その他原価 その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、<math>\alpha</math>は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。</p> $(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$ <p>ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>30%</u>とする。</p> <p>⑤ 消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>

改正	現行
<p>3. 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容</p> <p>河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈廃船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の撤去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。</p> <p>以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合わせ等を行わせることができる。</p> <p>4. 車両管理</p> <p>巡視に必要となる自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。</p>	<p>3. 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容</p> <p>河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈廃船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の撤去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。</p> <p>以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合わせ等を行わせることができる。</p> <p>4. 車両管理</p> <p>巡視に必要となる自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。</p>
<p>II. 出水時</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>この積算基準は、出水時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(1) 業務委託料の構成</p>  <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[旅費交通費]     I --- K[現場経費]     G --- L[その他原価]   </pre> <p>(2) 各構成費目の算定</p> <p>(中略)</p> <p>② 間接原価</p> <p>イ その他原価</p> <p>その他原価は、現場管理費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、<math>\alpha</math>は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p>	<p>III. 出水時</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>この積算基準は、出水時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(1) 業務委託料の構成</p>  <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[旅費交通費]     I --- K[現場経費]     G --- L[その他原価]   </pre> <p>(1) 各構成費目の算定</p> <p>(中略)</p> <p>② 間接原価</p> <p>イ その他原価</p> <p>その他原価は、現場管理費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。</p> $(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$ <p>ただし、<math>\alpha</math>は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p>

改正	現行
<p>④ 一般管理費等            一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。  <math display="block">(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)</math>           ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<b>3.5%</b>とする。</p> <p>⑤ 消費税相当額            消費税相当額は、<b>消費</b>税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>	<p>④ 一般管理費等            一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。  <math display="block">(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)</math>           ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<b>3.0%</b>とする。</p> <p>⑤ 消費税相当額            消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;">道路許認可審査・適正化指導業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常の道路許認可審査・適正化指導業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. 業務委託料 (1) 業務委託料の構成</p>  <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>① 直接原価</p> <p>イ 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の人件費とする。</p> <p>ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内 a、b、c に挙げるものとする。</p> <p>a. 事務用品費 b. 旅費交通費 c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>② 間接原価</p> <p>イ その他原価 その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。</p> <p>③ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>④ 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">道路許認可審査・適正化指導業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常の道路許認可審査・適正化指導業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. 業務委託料 (1) 業務委託料の構成</p>  <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>① 直接原価</p> <p>イ 直接人件費 直接人件費は業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の人件費とする。</p> <p>ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内 a、b、c に挙げるものとする。</p> <p>a. 事務用品費 b. 旅費交通費 c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>② 間接原価</p> <p>イ その他原価 その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。</p> <p>③ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>④ 消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>

改正	現行												
<p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算するものとする。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額) = [(業務原価) + (一般管理費等)] + (消費税相当額) = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等) + (消費税相当額)</p> <p>(2) 各構成費目の算定 (中略)</p> <p>② 直接経費 直接経費は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等で次のイ、ロ、ハにより算出するものとする。</p> <p>イ 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算するものとする。</p> <p>a. 通勤で業務を行う場合 本支店から業務場所間で通勤距離が片道 30km 以内又は自家用自動車にて片道 1 時間以内の範囲（大都市近傍で一般交通機関を利用して通勤することが一般的と考えられる場合は、片道 50km 以内又は片道所要時間が 1 時間 30 分以内の範囲）については、交通費は計上しない。</p> <p>b. 滞在して業務を行う場合 通勤距離又は自家用自動車による通勤所要時間が、前期 a を越える場合は、滞在費で積算する。</p> <p>i 交通費 = (運賃 + 特急料 (急行料)) × 往復</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片道 100 km 以上</td> <td style="text-align: center;">特急料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片道 50 ~ 100 km 未満</td> <td style="text-align: center;">急行料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 在来線積算を標準とする。</p> <p>ii 滞在費 滞在費は業務のため現地に滞在する費用とし、その基準は国土交通省日額旅費支給規程「下宿その他これに準ずる宿泊する場合」を適用する。</p> <p>iii 業務場所から現場迄の往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日帰旅費は積算しない。</p>		適用	片道 100 km 以上	特急料	片道 50 ~ 100 km 未満	急行料	<p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は次の方式により積算するものとする。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額) = [(業務原価) + (一般管理費等)] + (消費税相当額) = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等) + (消費税相当額)</p> <p>(2) 各構成費目の算定 (中略)</p> <p>② 直接経費 直接経費は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料・運転費で次のイ、ロ、ハにより算出するものとする。</p> <p>イ 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算するものとする。</p> <p>a. 通勤で業務を行う場合 本支店から業務場所間で通勤距離が片道 30km 以内又は自家用自動車にて片道 1 時間以内の範囲（大都市近傍で一般交通機関を利用して通勤することが一般的と考えられる場合は、片道 50km 以内又は片道所要時間が 1 時間 30 分以内の範囲）については、交通費は計上しない。</p> <p>b. 滞在して業務を行う場合 通勤距離又は自家用自動車による通勤所要時間が、前期 a を越える場合は、滞在費で積算する。</p> <p>i 交通費 = (運賃 + 特急料 (急行料)) × 往復</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">片道 100 km 以上</td> <td style="text-align: center;">特急料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片道 50 ~ 100 km 未満</td> <td style="text-align: center;">急行料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 在来線積算を標準とする。</p> <p>ii 滞在費 滞在費は業務のため現地に滞在する費用とし、その基準は国土交通省日額旅費支給規程「下宿その他これに準ずる宿泊する場合」を適用する。</p> <p>iii 業務場所から現場迄の往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日帰旅費は積算しない。</p>		適用	片道 100 km 以上	特急料	片道 50 ~ 100 km 未満	急行料
	適用												
片道 100 km 以上	特急料												
片道 50 ~ 100 km 未満	急行料												
	適用												
片道 100 km 以上	特急料												
片道 50 ~ 100 km 未満	急行料												

改正	現行
<p>(宿舎から業務場所間での通勤費は積算しないものとする。)</p> <p>iv 滞在費の対象日数は、30日/月とする。</p> <p>ハ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 業務に自動車が必要な場合は次のi～vにより積算する。</p> <p>i 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。</p> <p>ii 1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。</p> <p>iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。</p> <p>iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。</p> <p>v 計上日数・時間は、想定される日数・時間とし、精算しないものとする。ただし、災害等で当初の計画に変更があった場合は、この限りでない。</p> <p>③ その他原価 その他原価は、次式により算定した額とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>35%</u>とする。</p> <p>(3) 業務打合せ・指揮監督</p> <p>① 業務管理者の直接人件費 1業務委託当たり、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当たり技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。</p> <p>② 打合せ場所 事務所、出張所等とする。</p> <p>(4) 変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。</p>	<p>(宿舎から業務場所間での通勤費は積算しないものとする。)</p> <p>iv 滞在費の対象日数は、30日/月とする。</p> <p>ハ 業務用自動車・運転費 業務に自動車が必要な場合は次のi～vにより積算する。</p> <p>i 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。</p> <p>ii 1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。</p> <p>iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。</p> <p>iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。</p> <p>v 計上日数・時間は、想定される日数・時間とし、精算しないものとする。ただし、災害等で当初の計画に変更があった場合は、この限りでない。</p> <p>③ その他原価 その他原価は次式により算定した額とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>30%</u>とする。</p> <p>(3) 業務打合せ・指揮監督</p> <p>① 業務管理者の直接人件費 1業務委託当たり、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当たり技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。</p> <p>② 打合せ場所 事務所、出張所等とする。</p> <p>(4) 変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。</p>

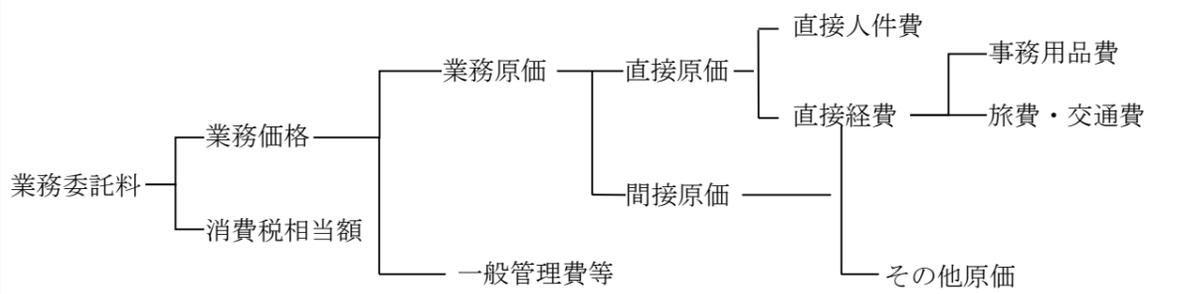
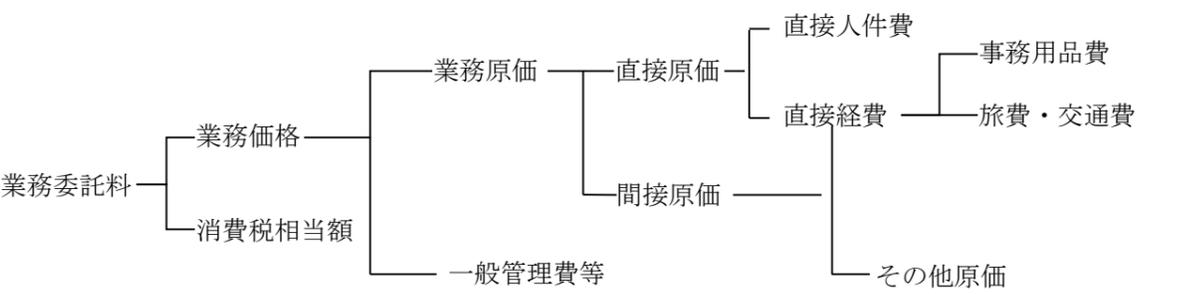
改正	現行
<p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}</math> </p> <p>① 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。</p> <p>ロ 災害等で大幅に業務量が変わった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間)</p> <p>② 直接経費</p> <p>イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変わった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。</p> <p>③ その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。</p>	<p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}</math> </p> <p>① 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。</p> <p>ロ 災害等で大幅に業務量が変わった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間)</p> <p>② 直接経費</p> <p>イ 業務用自動車損料、運転費等は、履行期限が変わった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。</p> <p>③ その他原価及び一般管理費等は直接原価の変更に伴い変更を行う。</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;">河川許認可審査支援業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常の河川許認可審査支援業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. 業務委託料 (1) 業務委託料の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[事務用品費]     I --- K[旅費交通費]     I --- L[業務用自動車損料、燃料費及び 運転手賃金等]     G --- M[その他原価]     </pre> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>① 直接原価</p> <p>イ 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の人件費とする。</p> <p>ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内 a、b、c に挙げるものとする。</p> <p>a. 事務用品費</p> <p>b. 旅費交通費</p> <p>c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等</p> <p>ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>② 間接原価</p> <p>イ その他原価 その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。</p> <p>③ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>④ 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">河川許認可審査支援業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常の河川許認可審査支援業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. 業務委託料 (1) 業務委託料の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     I --- J[事務用品費]     I --- K[旅費交通費]     I --- L[業務用自動車損料、 燃料費及び 運転費等]     G --- M[その他原価]     </pre> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>① 直接原価</p> <p>イ 直接人件費 直接人件費は業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）の人件費とする。</p> <p>ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内 a、b、c に挙げるものとする。</p> <p>a. 事務用品費</p> <p>b. 旅費交通費</p> <p>c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等</p> <p>ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>② 間接原価</p> <p>イ その他原価 その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。</p> <p>③ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>④ 消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p>

改正	現行												
<p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算するものとする。</p> <p>業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額) = [(業務原価) + (一般管理費等)] + (消費税相当額) = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等) + (消費税相当額)</p> <p>(2) 各構成費目の算定 (中略)</p> <p>② 直接経費 直接経費は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等で次のイ、ロ、ハにより算出するものとする。</p> <p>イ 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算するものとする。</p> <p>a. 通勤で業務を行う場合 本支店から業務場所間で通勤距離が片道 30km 以内又は自家用自動車にて片道 1 時間以内の範囲（大都市近傍で一般交通機関を利用して通勤することが一般的と考えられる場合は、片道 50km 以内又は片道所要時間が 1 時間 30 分以内の範囲）については、交通費は計上しない。</p> <p>b. 滞在して業務を行う場合 通勤距離又は自家用自動車による通勤所要時間が、前期 a を越える場合は、滞在費で積算する。</p> <p>i 交通費 = (運賃 + 特急料 (急行料)) × 往復</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">適用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片道 100 km 以上</td> <td style="text-align: center;">特 急 料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片道 50 ~ 100 km 未満</td> <td style="text-align: center;">急 行 料</td> </tr> </table> <p>(注) 在来線積算を標準とする。</p> <p>ii 滞在費 滞在費は業務のため現地に滞在する費用とし、その基準は国土交通省日額旅費支給規程「下宿その他これに準ずる宿泊する場合」を適用する。</p> <p>iii 業務場所から現場迄の往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日帰旅</p>		適用	片道 100 km 以上	特 急 料	片道 50 ~ 100 km 未満	急 行 料	<p>3. 業務委託料の積算</p> <p>(1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は次の方式により積算するものとする。</p> <p>業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額) = [(業務原価) + (一般管理費等)] + (消費税相当額) = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等) + (消費税相当額)</p> <p>(2) 各構成費目の算定 (中略)</p> <p>② 直接経費 直接経費は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料・運転費で次のイ、ロ、ハにより算出するものとする。</p> <p>イ 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>ロ 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算するものとする。</p> <p>a. 通勤で業務を行う場合 本支店から業務場所間で通勤距離が片道 30km 以内又は自家用自動車にて片道 1 時間以内の範囲（大都市近傍で一般交通機関を利用して通勤することが一般的と考えられる場合は、片道 50km 以内又は片道所要時間が 1 時間 30 分以内の範囲）については、交通費は計上しない。</p> <p>b. 滞在して業務を行う場合 通勤距離又は自家用自動車による通勤所要時間が、前期 a を越える場合は、滞在費で積算する。</p> <p>i 交通費 = (運賃 + 特急料 (急行料)) × 往復</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">適用</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片道 100 km 以上</td> <td style="text-align: center;">特 急 料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">片道 50 ~ 100 km 未満</td> <td style="text-align: center;">急 行 料</td> </tr> </table> <p>(注) 在来線積算を標準とする。</p> <p>ii 滞在費 滞在費は業務のため現地に滞在する費用とし、その基準は国土交通省日額旅費支給規程「下宿その他これに準ずる宿泊する場合」を適用する。</p> <p>iii 業務場所から現場迄の往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日帰旅</p>		適用	片道 100 km 以上	特 急 料	片道 50 ~ 100 km 未満	急 行 料
	適用												
片道 100 km 以上	特 急 料												
片道 50 ~ 100 km 未満	急 行 料												
	適用												
片道 100 km 以上	特 急 料												
片道 50 ~ 100 km 未満	急 行 料												

改正	現行
<p>費は積算しない。 (宿舍から業務場所間での通勤費は積算しないものとする。)</p> <p>iv 滞在費の対象日数は、30日/月とする。</p> <p>ハ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等 業務に自動車が必要な場合は次のi～vにより積算する。</p> <p>i 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。</p> <p>ii 1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。</p> <p>iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。</p> <p>iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。</p> <p>v 計上日数・時間は、想定される日数・時間とし、精算しないものとする。ただし、災害等で当初の計画に変更があった場合は、この限りでない。</p> <p>③ その他原価 その他原価は、次式により算定した額とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>35%</u>とする。</p> <p>(3) 業務打合せ・指揮監督</p> <p>① 業務管理者の直接人件費 1業務委託当たり、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当たり技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。</p> <p>② 打合せ場所 事務所、出張所等とする。</p> <p>(4) 変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。</p>	<p>費は積算しない。 (宿舍から業務場所間での通勤費は積算しないものとする。)</p> <p>iv 滞在費の対象日数は、30日/月とする。</p> <p>ハ 業務用自動車・運転費 業務に自動車が必要な場合は次のi～vにより積算する。</p> <p>i 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。</p> <p>ii 1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。</p> <p>iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。</p> <p>iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。</p> <p>v 計上日数・時間は、想定される日数・時間とし、精算しないものとする。ただし、災害等で当初の計画に変更があった場合は、この限りでない。</p> <p>③ その他原価 その他原価は次式により算定した額とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>④ 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>30%</u>とする。</p> <p>(3) 業務打合せ・指揮監督</p> <p>① 業務管理者の直接人件費 1業務委託当たり、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当たり技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。</p> <p>② 打合せ場所 事務所、出張所等とする。</p> <p>(4) 変更の取扱い 業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}</math> </p> <p>① 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。</p> <p>ロ 災害等で大幅に業務量が変わった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間)</p> <p>② 直接経費</p> <p>イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変わった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。</p> <p>③ その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。</p>	<p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}</math> </p> <p>① 直接人件費</p> <p>イ 直接人件費は編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。</p> <p>ロ 災害等で大幅に業務量が変わった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間)</p> <p>② 直接経費</p> <p>イ 業務用自動車損料、運転費等は、履行期限が変わった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。</p> <p>ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。</p> <p>③ その他原価及び一般管理費等は直接原価の変更に伴い変更を行う。</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;">ダム管理支援業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常のダム管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. ダム管理業務A（ダム等操作支援等） （1）業務委託料</p> <p>① 業務委託料の構成</p>  <p>② 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接人件費</p> <p>（イ）直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>直接人件費は、委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位四捨五入で表示し、月額単価（基準日額×19.5日/月）で積算することを標準とする。</p> <p>（ロ）直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。</p> <p>a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>（イ）その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。</p>	<p style="text-align: center;">ダム管理支援業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常のダム管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. ダム管理業務A（ダム等操作支援等） （1）業務委託料</p> <p>① 業務委託料の構成</p>  <p>② 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接人件費</p> <p>（イ）直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>直接人件費は、委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位四捨五入で表示し、月額単価（基準日額×19.5日/月）で積算することを標準とする。</p> <p>（ロ）直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。</p> <p>a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>（イ）その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。</p>

改正	現行
<p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>ニ 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>(2) 業務委託料の積算</p> <p>イ 直接人件費 (イ) 直接人件費 業務処理に従事する技術者は、技術員とする。</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>a 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>b 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。 なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。</p> <p>(ハ) 業務打合せ・指揮監督</p> <p>i 調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者（技師A）を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。</p> <p>ii 打合せ場所はダム管理所を標準とする。</p> <p>ロ その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。</p> <p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。</p>	<p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>ニ 消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>(2) 業務委託料の積算</p> <p>イ 直接人件費 (イ) 直接人件費 業務処理に従事する技術者は、技術員とする。</p> <p>(ロ) 直接経費</p> <p>a 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>b 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。 なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。</p> <p>(ハ) 業務打合せ・指揮監督</p> <p>i 調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者（技師A）を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。</p> <p>ii 打合せ場所はダム管理所を標準とする。</p> <p>ロ その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。</p> <p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。</p>

改正

現行

3. ダム管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務）

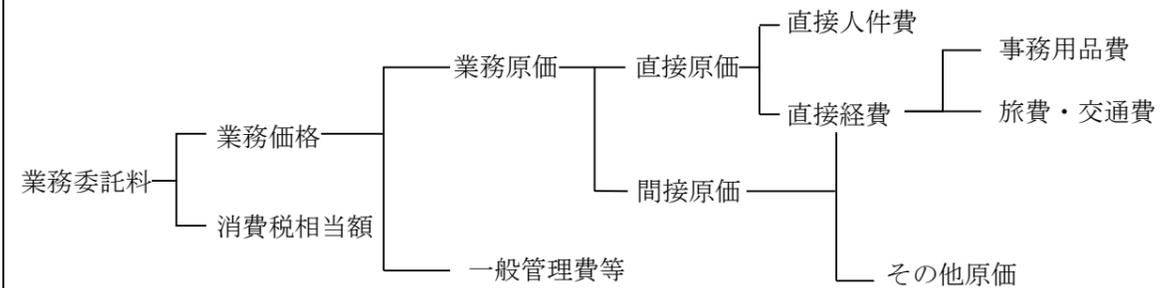
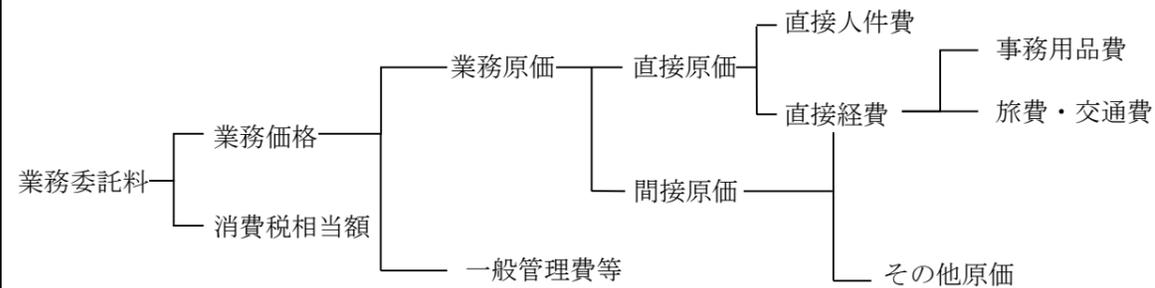
3. ダム管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務）

(1) 業務委託料

(1) 業務委託料

① 業務委託料の構成

① 業務委託料の構成



② 業務委託料構成費目の内容

② 業務委託料構成費目の内容

イ 直接人件費

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する作業者の労務費とする。

直接人件費は、委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。

直接人件費は、委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

a 事務用品費

a 事務用品費

b 旅費交通費

b 旅費交通費

ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。

ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。

ロ 間接原価

ロ 間接原価

(イ) その他原価

その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

(イ) その他原価

その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

ハ 一般管理費等

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

ニ 消費税相当額

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

改正

(2) 業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する技術者は、技術員を標準とする。

就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

・就業時間に基づく直接人件費の算出例

平日 16:30～9:00

休日 8:30～17:30 17:00～9:00

22時から6時までの時間については、業務に支障のない限り6時間を越えない範囲内で仮眠することができる

時間 項目	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
平日	9:00				16:30								
	基本日額=基準日額+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												
休日	8:30				17:30								
	9:00				17:00								
	基本日額=基準日額×2+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												

(ロ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

i 調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

ただし、ダム管理業務Aで合併発注する場合は計上しないものとする。

ii 打合せ場所はダム管理所を標準とする。

現行

(2) 業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する作業者は、普通作業員相当を標準とする。

就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

・就業時間に基づく直接人件費の算出例

平日 16:30～9:00

休日 8:30～17:30 17:00～9:00

22時から6時までの時間については、業務に支障のない限り6時間を越えない範囲内で仮眠することができる

時間 項目	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
平日	9:00				16:30								
	基本日額=基準日額+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												
休日	8:30				17:30								
	9:00				17:00								
	基本日額=基準日額×2+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												

(ロ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

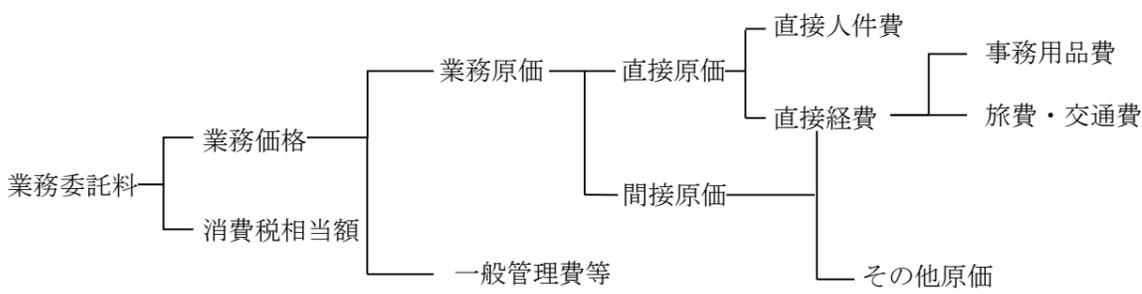
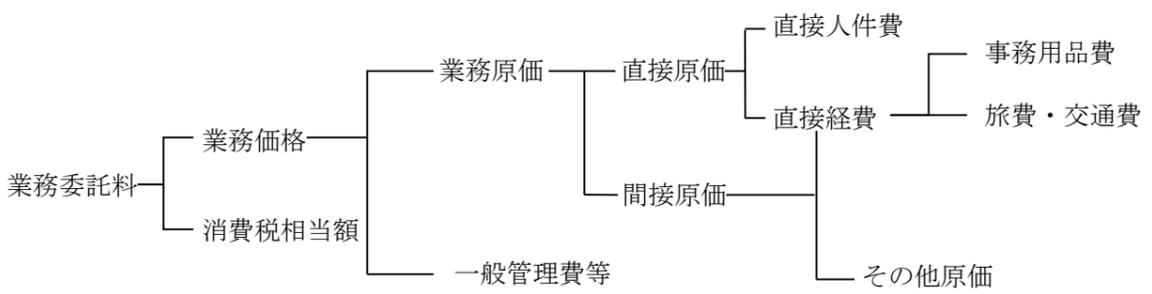
(ハ) 業務打合せ・指揮監督

i 調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

ただし、ダム管理業務Aで合併発注する場合は計上しないものとする。

ii 打合せ場所はダム管理所を標準とする。

改正	現行
<p>ロ その他原価          その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)</math>          ただし、<math>\alpha</math>は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>ハ 一般管理費等          一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)</math>          ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>35%</u>とする。</p> <p>4. 車両管理          巡回に必要な自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。</p>	<p>ロ その他原価          その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)</math>          ただし、<math>\alpha</math>は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>ハ 一般管理費等          一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)</math>          ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>30%</u>とする。</p> <p>4. 車両管理          巡回に必要な自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。</p>

改正	現行
<p style="text-align: center;">堰・排水機場管理支援業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常の堰・排水機場管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. 堰・排水機場管理業務A（堰・排水機場操作支援等） （1）業務委託料</p> <p>① 業務委託料の構成</p>  <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     H --- J[事務用品費]     I --- K[旅費・交通費]     G --- L[その他原価]   </pre> <p>② 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接人件費</p> <p>（イ）直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>直接人件費は、委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位四捨五入で表示し、月額単価（基準日額×19.5日/月）で積算することを標準とする。 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 （編成人員及び超過業務時間）</p> <p>（ロ）直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。</p> <p>a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>（イ） その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。</p>	<p style="text-align: center;">堰・排水機場管理支援業務積算基準</p> <p>1. 適用範囲 この積算基準は、通常の堰・排水機場管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。</p> <p>2. 堰・排水機場管理業務A（堰・排水機場操作支援等） （1）業務委託料</p> <p>① 業務委託料の構成</p>  <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[消費税相当額]     B --- D[業務原価]     B --- E[一般管理費等]     D --- F[直接原価]     D --- G[間接原価]     F --- H[直接人件費]     F --- I[直接経費]     H --- J[事務用品費]     I --- K[旅費・交通費]     G --- L[その他原価]   </pre> <p>② 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接人件費</p> <p>（イ）直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>直接人件費は、委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位四捨五入で表示し、月額単価（基準日額×19.5日/月）で積算することを標準とする。 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 （編成人員及び超過業務時間）</p> <p>（ロ）直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。</p> <p>a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>（イ） その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。</p>

改正	現行
<p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>ニ 消費税相当額 消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>(2) 業務委託料の積算</p> <p>イ 直接人件費 (イ) 直接人件費 業務処理に従事する技術者は、技術員とする。</p> <p>(ロ) 直接経費 a 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>b 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。 なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。</p> <p>(ハ) 業務打合せ・指揮監督 i 調査職員との打合せとして、1業務当り1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。 ii 打合せ場所は施設を所管する事務所を標準とする。</p> <p>ロ その他原価 その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>35%</u>とする。</p>	<p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。</p> <p>ニ 消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。</p> <p>(2) 業務委託料の積算</p> <p>イ 直接人件費 (イ) 直接人件費 業務処理に従事する技術者は、技術員とする。</p> <p>(ロ) 直接経費 a 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。</p> <p>b 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。 なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。</p> <p>(ハ) 業務打合せ・指揮監督 i 調査職員との打合せとして、1業務当り1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。 ii 打合せ場所は施設を所管する事務所を標準とする。</p> <p>ロ その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α) ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>ハ 一般管理費等 一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / (1 - β) ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>30%</u>とする。</p>

改正

現行

3. 堰・排水機場管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務）

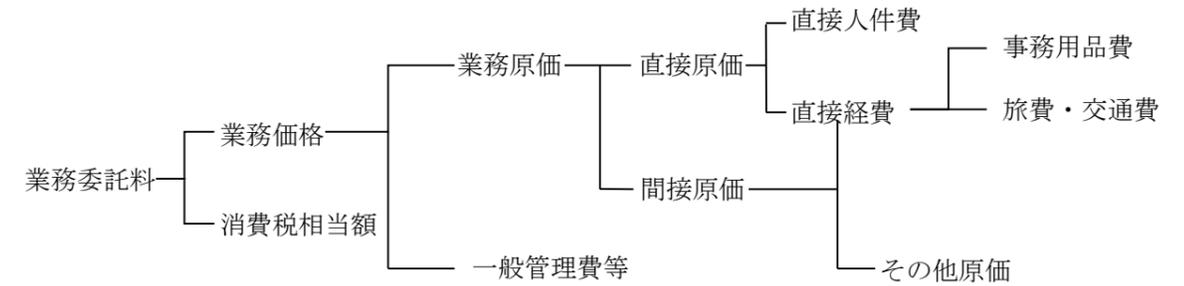
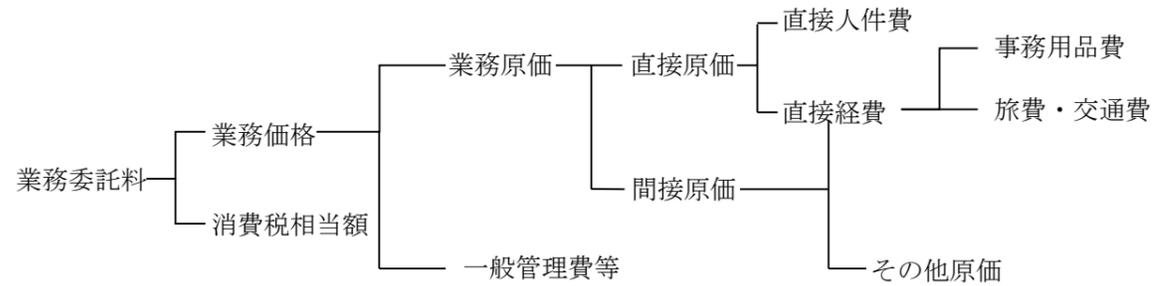
3. 堰・排水機場管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務）

(1) 業務委託料

(1) 業務委託料

① 業務委託料の構成

① 業務委託料の構成



② 業務委託料構成費目の内容

② 業務委託料構成費目の内容

イ 直接人件費

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する作業者の労務費とする。

直接人件費は、委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。

直接人件費は、委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

a 事務用品費

a 事務用品費

b 旅費交通費

b 旅費交通費

ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。

ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。

ロ 間接原価

ロ 間接原価

(イ) その他原価

その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

(イ) その他原価

その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

ハ 一般管理費等

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

ニ 消費税相当額

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

改正

(2) 業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する技術者は、技術員を標準とする。

就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

・就業時間に基づく直接人件費の算出例

平日 16:30～9:00

休日 8:30～17:30 17:00～9:00

22時から6時までの時間については、業務に支障のない限り6時間を越えない範囲内で仮眠することができる

時間 項目	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
平日	9:00				16:30								
	基本日額=基準日額+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												
休日	8:30				17:30								
	9:00				17:00								
	基本日額=基準日額×2+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												

(ロ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

i 調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

ただし、堰・排水機場管理業務Aと併せて発注する場合は計上しないものとする。

ii 打合せ場所は施設を所管する事務所を標準とする。

現行

(2) 業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する作業者は、普通作業員相当を標準とする。

就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

・就業時間に基づく直接人件費の算出例

平日 16:30～9:00

休日 8:30～17:30 17:00～9:00

22時から6時までの時間については、業務に支障のない限り6時間を越えない範囲内で仮眠することができる

時間 項目	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
平日	9:00				16:30								
	基本日額=基準日額+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												
休日	8:30				17:30								
	9:00				17:00								
	基本日額=基準日額×2+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												

(ロ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

i 調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

ただし、堰・排水機場管理業務Aと併せて発注する場合は計上しないものとする。

ii 打合せ場所は施設を所管する事務所を標準とする。

改正	現行
<p>ロ その他原価          その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)</math>          ただし、<math>\alpha</math>は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>ハ 一般管理費等          一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)</math>          ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>35%</u>とする。</p> <p>4. 車両管理          巡回に必要な自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。</p>	<p>ロ その他原価          その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)</math>          ただし、<math>\alpha</math>は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、<u>20%</u>とする。</p> <p>ハ 一般管理費等          一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。  <math>(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)</math>          ただし、<math>\beta</math>は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、<u>30%</u>とする。</p> <p>4. 車両管理          巡回に必要な自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。</p>